

国民年金の保険料が変わります

4月から国民年金の保険料が次のとおり改定となりました。

平成22年度第1号被保険者の保険料額／定額保険料	15,100円（月額）
付加保険料	400円（月額）

国民年金保険料が変更されることに伴い、前納の保険料額も次のとおり変わります。

納付方法	1ヶ月分	6ヶ月分	1年分
現金支払（月々）	15,100円	90,600円	181,200円
現金支払（前納）、クレジット納付（前納） 【割引額】	—	89,860円 【740円】	177,980円 【3,220円】
口座振替（前納） 【割引額】	15,050円 【50円】	89,570円 【1,030円】	177,400円 【3,800円】

※口座前納は2月までに金融機関へ手続きが必要です。

■学生のみなさんは「学生納付特例」も忘れずに手続き下さい

国民年金制度には、学生で前年所得が基準額以下の人を対象に、手続きをして承認されますと保険料を納めることが猶予される「学生納付特例制度」があります。学生納付特例制度をご希望の方は、忘れずに手続きしましょう。

※平成21年度分の学生納付特例申請受付は、本年4月末日までとなっていますのでご注意ください。

対象者／大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校などに在籍する学生（各種学校の場合、修業年限が1年以上であることが必要です）

所得の基準額／学生本人の前年所得118万円以下（扶養親族等がいる場合は、その数に応じて加算されます）

手続きに必要な物／学生証または在学証明書、年金手帳、印鑑

※会社等を退職し学生になられた方は、雇用保険被保険者離職票が必要です。

【問合先】 市民課年金担当 ☎④8722

中学生の入院費の助成が始まります

従来の小学校4年生から6年生までの入院費（保険診療分）の助成に加え、4月入院分より中学生の入院費（保険診療分）も助成の対象となります。

助成対象者／小学校4学年～中学校学年終了時までの児童生徒で、その保護者の所得から各種控除をした額が下記の所得基準を満たす方

所得基準

扶養親族の数	所得基準額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円

申請方法／受給者証は交付しませんので、先ず医療機関窓口では3割負担してください。その後、領収書・印鑑・健康保険証・振込先がわかるものを持参の上、申請ください。

最終的な自己負担額は0円です。

※健康保険より高額療養費等が支給される場合は、先に保険者に高額医療費等の支給申請をしていただく必要があります。

※母子家庭等・及び重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、上記申請により、医療機関窓口で負担された一部負担金を支給します。

【問合先】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721

■新型インフルエンザワクチン予防接種

新型インフルエンザワクチン予防接種は、4月以降も国から接種終了指示があるまで、希望する方はどなたでも受けることができます。（詳細は広報かさい3月号をご覧ください）

※生活保護世帯及び市民税非課税世帯に属する方は、接種料金を全額助成します。下記窓口にて申請してください。

申請場所／市役所1階国保健康課 ☎④8723（平日9:00～17:00受付）



非自発的な理由で失業された方へ（国民健康保険）

平成22年4月から会社倒産・解雇・雇い止めなど非自発的な理由により離職し、国民健康保険へ加入された方について、申請により国民健康保険税を軽減する等の制度が始まりました。

■軽減の内容

非自発的な理由により離職された方の所得のうち給与所得を30/100として①国民健康保険税所得割額を計算、また、同均等割額と平等割額を軽減判定（7割、5割、2割軽減）し、国民健康保険税を算定します。②高額療養費の所得区分（上位所得者、一般、住民税非課税世帯）の判定を行います。

■軽減の期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までで、社保加入など、国民健康保険資格喪失以外は翌年度末まで継続します。また高額療養費の所得区分の判定は離職日の翌日において所得判定を行いその翌月診療分から適用します。

【問合先】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721

人間ドック等の受診費用を助成（国民健康保険、後期高齢者医療制度）

■国民健康保険からの助成

加西市国民健康保険に加入している方の人間ドック等の利用には、次のとおり受診費用を助成します。

助成対象	助成額
日帰り人間ドック	7割相当額（28,000円が上限）
1泊2日人間ドック	7割相当額（46,000円が上限）
脳ドック	7割相当額（35,000円が上限）
レディース検診（※1）	6,250円

※1 市立加西病院において受診する乳がん及び子宮がんのセット検診のみが助成対象。40歳以上の女性を対象で、2年に1回に限ります。

■助成金の請求方法

人間ドック等を受診後に市役所1階⑥番国保健康課窓口で手続き下さい。

申請に必要な物／領収書、保険証、印鑑、預金通帳など口座番号のわかるもの、受診結果の資料（人間ドックの場合のみ）

※この助成は国民健康保険税の滞納のない方に行っています。

※人間ドック受診費用の助成を申請した場合、特定健診を重複して受けることはできません。また、人間ドックの結果データについては、特定健診・特定保健指導のデータとして活用しますので、提出いただくことになります。

■早期発見を。新たに後期高齢者の方へ人間ドック・脳ドック受診費用を助成

本年4月から、後期高齢者医療制度に加入している方への人間ドック等の受診費用助成が始まります。助成額は次のとおりです。

助成対象	助成額
日帰り人間ドック	7割相当額（28,000円が上限）
1泊2日人間ドック	7割相当額（46,000円が上限）
脳ドック	7割相当額（35,000円が上限）

■助成金の請求方法

人間ドック等を受診後、市役所1階⑥番国保健康課窓口までお越しください。

申請に必要なもの／領収書、保険証、印鑑、預金通帳

※助成は、年度に1人1回限り。人間ドックか脳ドックのどちらかになります。また、町ぐるみ健診等と重複して受診できません。

■上記の両助成について、市立加西病院での受診に限り「人間ドック等施設利用助成券」を事前に発行します。
加西病院（☎④2200）へ予約申し込み後、市役所国保健康課へ助成申請して下さい。

【問合先】 国保健康課国保医療担当 ☎④8721